

○旭川市情報公開条例

平成17年3月24日条例第7号

改正

平成20年12月12日条例第64号

平成28年3月25日条例第24号

旭川市情報公開条例

旭川市情報公開条例（平成3年旭川市条例第25号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第18条）

第3章 審査請求等

第1節 質問等（第18条の2—第21条）

第2節 情報公開・個人情報保護委員会（第22条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第23条—第26条）

第5章 雜則（第27条—第29条）

附則

地方分権が進展する新たな時代の中で、市政への市民参加の促進と公平、公正で透明な市政の運営により、日本国憲法が保障する地方自治を確立していくことが求められている。

情報公開制度はこのような考え方の下で、開かれた市政を推進していくためになくてはならない仕組みとして発展してきたものである。

旭川市は、市民の「知る権利」を尊重し、市民がその知ろうとする市の保有する情報の公開を一層推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に即し、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにするとともに、市民の十分な理解と的確な評価の下に市民参加を推進し、公平、公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるもの及び実施機関以外のものが無償頒布することを目的として発行するものを除く。
- (3) 公文書の公開 文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に基づく公文書の公開のほか、市政に関する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な公開請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公開請求をすることができる。

(公開請求の手続)

第6条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるとき（公開請求に係る公文書を実施機関が特定するために必要な事項が記載されていないときを含む。）は、公開請求したもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(4) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及

ぼすと認められるもの

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるものの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

(個人情報の非公開)

第8条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

(1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの

(3) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(部分公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条各号に掲げる情報又は前条の規定により公開してはならないこととされる情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、その部分を除いて、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開しない旨の決定をすることができる。

（公開請求に対する決定等）

第12条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内に、当該公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定又は当該公開請求に係る公文書を公開しない旨の決定（公開請求に係る公文書を保有していないとき及び前条の決定を含む。以下同じ。）（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、公開決定等をしたときは、公開請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に公開決定等をできないときは、公開請求があつた日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、延長の理由及び公開決定等をすることができる時期を同項に規定する期間内に、書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、公文書の一部を公開する旨の決定又は公文書を公開しない旨の決定をしたときは、その理由（公文書の一部を公開する旨の決定をした場合にあっては、残りの部分を公開しない理由）を第2項の書面に付記しなければならない。この場合において、実施機関は、これらの決定に係る公文書の全部又は一部が、期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

（公開決定等の期限の特例）

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定

する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
- (事案の移送)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公文書の公開をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、公文書の公開に必要な協力をしなければならない。

(第三者の意見の聴取)

第15条 公開請求に係る公文書に市、国等及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第7条第2号ただし書又は第8条第2号に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出を求められた第三者が公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公文書の公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関

は、公開決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公文書の公開をする日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開）

第16条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対し、公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、実施機関が第12条第2項の規定による通知の際に指定する日時及び場所において行うものとする。

3 実施機関は、公文書の公開により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものにより公文書の公開をすることができる。

（他の制度との調整等）

第17条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第2条第3号に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同号の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第3号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例の規定は、図書館その他これに類する本市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

（費用の負担）

第18条 この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与により公文書の公開を受けるものは、当該供与及び送付に要する費用を負担するものとする。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

(委員会への諮詢等)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、旭川市情報公開・個人情報保護委員会に諮詢しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮詢は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮詢をした実施機関は、当該諮詢に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(諮詢をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮詢をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 情報公開・個人情報保護委員会

(情報公開・個人情報保護委員会)

第22条 この条例、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号。以下「保護条例」という。）及び旭川市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例（平成15年旭川市条例第10号。以下「住基条例」という。）の適正な運営を図るため、旭川市情報公開・

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、実施機関（第5号に掲げる事項の場合にあっては、市長）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査し、又は審議する。

- (1) 第19条第1項の審査請求に関すること。
- (2) 保護条例第24条第1項の審査請求に関すること。
- (3) 情報公開制度に関すること。
- (4) 個人情報保護制度に関すること。
- (5) 住民基本台帳ネットワークシステム（住基条例第2条第1項に定める住民基本台帳ネットワークシステムをいう。）に係る個人情報の保護に関すること。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員会は、第2項各号に掲げる事項について審査させ、又は審議させるため、小委員会を置くことができる。

5 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項第1号及び第2号の審査請求の審査をすることができない。ただし、委員会の同意があったときは、審査に係る会議に出席し、発言することができる。

- (1) 委員又はその配偶者が、審査請求人であるとき。
- (2) 委員が、審査請求人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 委員又はその配偶者が、審査請求人の代理人であるとき、又はあったとき。

8 委員は、前項各号に掲げる場合のほか、審査に参加することにより、公正な審査の実施を妨げるおそれがあると認めるときは、審査への参加を回避しなければならない。

9 委員会は、審査又は審議のために必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

11 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第23条 実施機関は、公平、公正で透明な市政を推進し、市政への市民参加の推進に資するため、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、公開請求に基づく公文書の公開のほか、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第24条 実施機関は、情報公開の総合的な推進のため、広報及び広聴活動を充実させ、市政に関する刊行物その他の資料の積極的な情報提供を行うとともに、高度情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供を推進することにより、情報提供施策の拡充を図るよう努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第25条 実施機関は、市が出資その他財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が別に定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり、経営状況その他の当該法人等の保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第26条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 実施機関は、第1項の情報に係る文書等の公開請求があった場合において、当該公開請求に係る文書等を保有していないときは、指定管理者に対し、当該文書等の提出を求めるものとする。
- 4 前項の規定に基づき指定管理者が提出した文書等は、公文書とみなして、この条例を適用する。

第5章 雜則

(公文書の適正な管理等)

第27条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の目録等を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第28条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用範囲)

2 この条例による改正後の旭川市情報公開条例（以下「新条例」という。）は、次の各号に掲げる公文書について適用する。

（1） 施行日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書

（2） 施行日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（この条例による改正前の旭川市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する公文書に限る。）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第6条の規定によりされている公文書の公開の請求は、新条例第6条第1項の規定による公開請求とみなす。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第11条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第19条第1項に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。

(旭川市市民参加推進条例の一部改正)

6 旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を次のように改める。

ただし、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

第10条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

第13条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

第13条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

（旭川市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部改正）

7 旭川市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例（平成15年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（平成3年旭川市条例第25号）第12条」を「（平成17年旭川市条例第7号第22条」に改める。

（旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例の一部改正）

8 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例（平成16年旭川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第6項ただし書を次のように改める。

ただし、調査検討の内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）に該当するおそれがあると委員会が認める場合を除くものとする。

（旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部改正）

9 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例（平成16年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第6項ただし書を次のように改める。

ただし、調査検討の内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）に該当するおそれがあると協議会が認める場合を除くものとする。

附 則（平成20年12月12日条例第64号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、な

お従前の例による。